

1 学校いじめ防止基本方針等

大津町立護川小学校

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法から）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止に対する基本的な考え方（熊本県いじめ防止基本方針から）

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

(3) 学校としての取組

①いじめの早期発見・対応に努める。

- ・定期的なアンケート実施。6月、10月、12月、2月に実施する。
- ・アンケートの結果集計と分析。
- ・日常の児童観察と情報の共有。

②アンケートの結果や日常観察の結果で気がかりな児童については、引き続き注意深く観察し、個別の教育相談を行う。

③軽微な問題行動であっても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識を持ち、ケースに応じた個別指導や学級指導等を丁寧に行う。

④年間計画に沿った道徳教育、人権教育、読書活動、体験活動等を着実に実施する。

(4) 児童の取組

①帰りの会で自分たちの学校生活を振り返る。

- ・反省と改善を出し合うことで、自他を認め合い、高め合う集団へと高める。
- ・課題を学級全体の問題とすることで、学級・学校集団の向上に資する。
- ・学校生活（特に人間関係）における優れた面や課題を見つける目を養う。

②もりかわ集会、全校集会、委員会発表集会等で意見交換をする。

- ・課題改善の手立てを考え合い、未来像を創造していく。

③お互いに敬称で呼び合うことで、相手を尊重し合う環境づくりをする。

- ・各学級で定期に実践状況を確認し、改善していく。

(5) 家庭の協力

いじめを解決するためには、子どもを取り巻く環境を理解したり、子どもの抱えるストレスを取り除いたりする必要がある。そのためには家庭の協力が不可欠である。このことを各家庭に伝え、理解のうえで協力を求めていく。

①家庭において、子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに学級担任等に報告してもらう。

②いじめ又はいじめに発展しそうな事案があった場合は、被害・加害双方の関係するすべての家庭に連絡する。各家庭では、子どもから話を聞いて、学校と協力し

て相談や指導を行ってもらおう。

(6) いじめ不登校対策委員会

校内に「いじめ不登校対策委員会」を設置して、いじめの未然防止等について、日頃から指導の在り方や方策について協議し、決定事項を全職員に周知する。

<p>構成員 校長、教頭、情報集約担当者（本校は生徒指導担当がその役割を担う）、 人権教育主任、養護教諭、関係職員 （月1回程度委員会を招集して対策等の協議を行う）</p>
--

(7) 年間の取組計画

	「いじめ不登校対策委員会」の取組	全職員等の取組
前期	5月：いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 5月：「心のきずなを深める月間」の取組検討 6月：心のアンケート（学校版）の内容検討 7月：いじめに関する校内研修の内容検討 教育相談の取組内容の検討 10月：前期取組の反省と後期取組の検討 校内人権月間の取組内容の検討	6月：第1回「もりかわ集会」 6月：「心のきずなを深める月間」の取組 心のアンケート実施 7月：いじめに関する校内研実施 8月：教育相談の実施 10月：心のアンケート実施
後期	11月：「もりかわ集会」の取組内容検討 12月：心のアンケート（県）結果分析と事後指導（個別面談等）の検討 1月：校内人権月間の取組内容の検討 「もりかわ集会」の取組内容検討 2月：後期取組の反省と次年度の計画	11月：人権月間の取組 第2回「もりかわ集会」 12月：心のアンケート（県）実施 個別面談の実施 1月：個別面談の実施 2月：校内人権月間の取組 第3回「もりかわ集会」 心のアンケート実施
継続取組	<ul style="list-style-type: none"> ・隔週水曜放課後の「児童理解」における職員間の情報共有 ・児童による1日の振り返り（各学級帰りの会等） ・日常の日記指導や生活ノートの活用と児童の行動観察及び家庭との連携 	